デーリー東北新聞社提供

デーリー東北
2021年（令和3年）1月21日（木曜日）（17）

私見創見 Thursday

旧姓使用に見える法整備の遅れ

もうベビーブームは来ない？

鮎川　恵理
八戸工業大
生命環境科学科准教授

あゆかわ・えり
1973年東京生まれ。総合研究大学院大博士課程修了。2004年から八戸工業大で勤務。植物生態学が専門で、コケ植物の生態や海岸植生が主なテーマ。青森県環境審議会委員などを務める。00～01年の第42次南極観測隊に参加した。

昨年末、パスポートの旧姓併記が広く簡便に申請できるようになると、報道があった。括弧内に旧姓が記載されるそうだ。「やっと、一歩前進かあ」と思った。私の本名は別で、職場では旧姓の鮎川を使用している。姓が変わった先輩女性研究者の苦労を聞いていた私は、八戸工業大学に着任後、結婚した際、思い切って事務方に旧姓使用が可能か聞いてみた。

新たに法人全体で制度を作ってくれたため、旧姓使用が可能となった。その後、付属高校で職場結婚された先生や、結婚により姓が変わった男性の教員など、複数の方が利用しているそうだ。地方の小さな私立大学で、17年も前に事務方の工夫により実現していた旧姓使用も、国の制度としてほとんど浸透していない。

私の場合は、大学内や学会、県や市の委員会などはすべて旧姓で、キャリアの継続性が残り、とても感謝している。しかし、学会発表のための銀行口座をつくる際や、外部から報酬をいただく際には、戸籍上の本名を使うため、その都度、証明書の提出や説明が必要となる。何日もかかるような手間でもないし、きちんと説明すれば理解してもらえるが、やはり相手方にも本人にも不便だ。

実は、パスポートの旧姓併記については、さまざまな問題が残ったままのようだ。旧姓を併記したところで、日本独自の例外的な措置のため、パスポートのICチップには戸籍名しか入らない。ビザを取る際は戸籍名なので、海外への入国や生活で、結局、旧姓使用は不便という形になりかねない。

私は海外で仕事をするわけではないが、これならいっそ、事実婚で戸籍名を変えないまま仕事をするほうがいいという、キャリア女性もいるだろう。戸籍名が変わるというのは、男女を問わず、働く人にとって不便だ。そもそも、戸籍制度が残るのは、中国、台湾、日本だけだそうだ。

アメリカのグーグル本社で働く、高校時代の女友達、古井ちゃんにも聞いてみた。彼女はアメリカに住むインドネシア人と結婚しているが、戸籍名は元のまま、仕事上の姓だけ旦那様のハーソノに変えた。英語圏の人には、「フルイ」を発音しにくく、使いにくいのが理由だ。自由で便利で、うらやましい。ソーシャルセキュリティーナンバーを使うので、銀行も年金も納税も間違いない。かたや、日本ではマイナンバーの恩恵さえ、私はまだ受けた気がしない。

広げて考えてみると、上述の、妻もバリバリ働くような事実婚の夫婦に子供が生まれても、事実婚のままがいいかもしれない。子供の医療費の補助、児童手当、高校授業料補助の算出には、夫婦の所得を合算した所得制限がある。そのため、そのようなキャリア夫婦は戸籍を入れれば、働きながら苦労して子育てし、たくさん納税しても、子供の医療費や教育費の補助は少なく、自己負担が多くなる。だったらいっそ「収入を合算しないで、補助の得られる事実婚の方がまし」と、なるかもしれない。そもそも、子育てにはお金がかかるので、子供を持たないという選択をする人がいるのも当然だろう。男女雇用機会均等法ができたのは1986年で、私たち第2次ベビーブーム世代が中学生のころだった。当時は多くのお母さんが専業主婦で家にいた時代だったが、私たちの大人になる21世紀には、性別に関わらず仕事をする時代になると思っていたし、実際にそうなった。民間でも旧姓使用ができて、理解が得られる世の中になっている。なのに、法整備や制度だけが置き去りになっているのはなぜだろう。

第1次ベビーブームがあって、その子供世代が第2次ベビーブーム世代だ。その世代の人口が多いのだから、数学的にはあって当然の第3次ベビーブームは、もう来ない。時代に合わない法や制度も、その理由の一つではないか。もはや、中学生の娘たちが結婚するころでさえ、制度が変わっている気がしない。

※この記事・写真等は、デーリー東北新聞社の承諾を得て転載しています。